（同法第26条の２において準用する場合を含む。）に規定する技能照査（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法第12条第１項に規定する技能照査を含む。）に合格した者

⑿　職業能力開発促進法第28条第１項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

⒀　職業能力開発促進法施行令別表第１に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者

⒁　８年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者

⒂　計量法（平成４年法律第51号）第122条第１項の規定により計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第50条第１号に規定する環境計量士（濃度関係）の登録を受けた者（学校教育法による大学若しくは高等専門学校を卒業し（機構により学士の学位を授与された者である場合又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。）、又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業し（学校教育法施行規則第150条に規定する者である場合又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。）、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了した者を除く。）

⒃　技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者又は同法第32条第１項の規定により登録を受けた技術士（化学部門、金属部門若しくは応用理学部門に係る登録を受けた者又は衛生工学部門に係る登録を受けた者で空気環境の測定の実務に３年以上従事した経験を有するものに限る。）

⒄　臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第２条に規定する臨床検査技師又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）附則第３条第１項に規定する者

⒅　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第８条に規定する公害防止管理者試験（騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者に係るものを除く。）又は公害防止主任管理者試験に合格した者

⒆　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条第１項の規定により第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、それぞれ５年以上又は３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したもの

⒇　労働安全衛生法第81条第２項に規定する労働衛生コンサルタント

(21)　労働安全衛生法第93条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者

(22)　労働基準監督官又は労働基準監督官であった者

(23)　その他⒃（技術士法第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者に限る。）、(21)又は(22)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

４　受験申請書の提出期間　平成27年11月９日（月）から平成27年12月７日（月）まで

なお、郵便による受験申請書の提出は、平成27年12月７日（月）までの消印のあるものを有効とする。

５　合格者の発表　平成28年３月22日（火）

６　試験の実施に関する事務を行う者　この試験の実施に関する事務は、作業環境測定法第20条第１項の規定により指定した公益財団法人安全衛生技術試験協会に行わせるものとする。

７　受験申請書の提出先　公益財団法人安全衛生技術試験協会（〒101―0065 東京都千代田区西神田３丁目８番１号　千代田ファーストビル東館９階　電話03―5275―1088）

８　受験申請書用紙の交付　次の場所において交付する。

⑴　公益財団法人安全衛生技術試験協会の本部及び各安全衛生技術センター

⑵　各都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）

⑶　中央労働災害防止協会の各地区安全衛生サービスセンター

⑷　公益社団法人日本作業環境測定協会の本部

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十七年十月五日

一、事業計画が定められた年月日　平成二十七年九月二十四日

二、国土交通大臣　太田　昭宏

三、調査の種類　山村境界基本調査

四、施行する者の名称　国土交通省

五、調査地域　静岡県富士山麓

福岡県大牟田市

佐賀県鹿島市

長崎県松浦市

熊本県御船町

山都町

公　告

認　事　項

商号登記抹消公告

営業所　下野國足利郡足利町大字足利

商　号　合名会社遠藤商店

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から30日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年10月５日　　宇都宮地方法務局

営業所　栃木県那須郡塩原町大字下塩原323番地

商　号　塩原観光ホテルもみじや旅館

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から30日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成27年10月５日　　宇都宮地方法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社スタイルクリエーション

２．住所　岐阜県岐阜市吉野町５丁目12番地、商業登記簿上の本店所在地岐阜県岐阜市金町八丁目20番地

３．代表者の氏名　中山大治郎

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号東海財務局長（金商）第158号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成28年４月４日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて東海財務局理財部証券監督課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成27年10月５日

東海財務局長　飯塚　　厚

公示送達

審査請求人　神奈川県相模原市中央区宮下本町３―19―26ハイツ宮下102

南　　栄一

上記の者に送達すべき平成27年度第414号審査請求事件に関する決定書の謄本は、埼玉県さいたま市浦和区高砂１―１―１朝日生命ビル３階関東信越厚生局社会保険審査事務室が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

社会保険審査官及び社会保険審査会法第15条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成27年10月５日

社会保険審査官　中嶋　康弘

（備考）決定の主文及び年月日

１　決定の主文　この審査請求を棄却する。

２　決定年月日　平成27年８月12日

国営大中の湖土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営大中の湖土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成27年10月５日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営大中の湖土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し

２　縦覧期間

平成27年10月６日から平成27年11月４日まで

３　縦覧場所

滋賀県近江八幡市及び東近江市各事務所